

参 考 資 料

●対象となる賃金額と最低賃金額の比較

◆支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

【最低賃金の計算方法】その1

1. 時間給制の場合

$$\text{時間給} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$$

2. 日給制の場合

$$\text{日給} \div \text{1日の所定労働時間} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$$

3. 月給制の場合

$$\text{月給} \div \text{1箇月平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$$

換算方法は次の計算例を参照
(適用される最低賃金は宮崎県最低賃金 853円(時間額)とする)

<例1>月給制の場合の計算方法

(・年間所定労働日数 250日
・1日の所定労働時間 8時間)

・基本給	120,000円
・職務手当	30,000円
・通勤手当	5,000円
・時間外手当	35,000円
合計	190,000円

①支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金の通勤手当、時間外手当を除きます。

$$190,000\text{円} - (5,000\text{円} + 35,000\text{円}) = 150,000\text{円}$$

②この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、

$$\frac{150,000\text{円} \times 12\text{箇月}}{250\text{日} \times 8\text{時間}} = 900\text{円} > 853\text{円}$$

となり、最低賃金額以上となります。

<例2>日給制と月給制の組み合わせの場合

・年間所定労働日数	250日
・1日の所定労働時間	8時間

・基本給(日給)	5,000円
・〇月の労働日数	20日
・職務手当	30,000円
・通勤手当	5,000円
合計	135,000円

①.支給された賃金(手当(月給制))から、最低賃金の対象とならない賃金の通勤手当を除きます。

$$(30,000円 + 5,000円) - 5,000円 = 30,000円$$

②.基本給(日給制)と手当(月給制)のそれぞれを時間額に換算し、合計すると、

$$\text{基本給の時間換算額} \quad 5,000円 \div 8時間 / 日 = 625円 / 時間$$

$$\text{手当の時間換算額} \quad \frac{30,000円 \times 12箇月}{250日 \times 8時間} = 180円 / 時間$$

$$\text{合計の時間換算額} \quad 625円 + 180円 = 805円 < 853円$$

となり、最低賃金額を下回ることになります。

【最低賃金の計算方法】 その2

1. 完全歩合給制の場合

●歩合給の時間当たりの賃金額は、歩合給の額をその歩合給を得るために働いた総労働時間（所定労働時間＋時間外労働時間）で割って計算します。

$$\text{歩合給の時間当たりの賃金額} = \text{歩合給} \div \text{月間総労働時間}$$

2. 固定給＋歩合給制の場合

●固定給と歩合給それぞれ時間当たりの賃金額を計算し、両方を合算したものが、時間当たりの賃金額となります。（固定給のうち精皆勤手当、通勤手当、家族手当は除く）

$$\begin{aligned} \text{時間当たりの賃金額} &= \text{固定給の時間当たりの賃金額} + \text{歩合給の時間当たりの賃金額} \\ &= (\text{固定給} \div \text{所定労働時間}) + (\text{歩合給} \div \text{月間総労働時間}) \end{aligned}$$

<事例>

月間総労働時間 200時間

}	所定労働時間	170時間
	時間外労働時間	30時間
	(うち深夜労働時間)	15時間

換算方法は次の計算例を参照
(適用される最低賃金は宮崎県最低賃金 853円(時間額)とする)

<例1>完全歩合給制の場合の計算方法

総支給額 177,450円	}	歩合給	168,000円
		時間外割増賃金	6,300円 (168,000円÷200時間×0.25×30時間)
		深夜割増賃金	3,150円 (168,000円÷200時間×0.25×15時間)

時間外と深夜の割増賃金は、最低賃金額との比較にあたって算入されず、歩合給の部分の時間当たりの計算をするので、

$$\text{歩合給 (168,000円)} \div \text{月間総労働時間 (200時間)} = \text{840円}$$

よって、840円<853円 となり、最低賃金額を下回ることになります。

<例2>固定給+歩合給制の場合の計算方法

総支給額 190,125円	固定給	119,000円
	歩合給	40,000円
	固定給に対する時間外割増賃金	26,250円 (119,000円÷170時間×1.25×30時間)
	固定給に対する深夜割増賃金	2,625円 (119,000円÷170時間×0.25×15時間)
	歩合給に対する時間外割増賃金	1,500円 (40,000円÷200時間×0.25×30時間)
	歩合給に対する深夜割増賃金	750円 (40,000円÷200時間×0.25×15時間)

固定給と歩合給の時間当たりの賃金額は、それぞれ

$$\text{固定給 (119,000円)} \div \text{所定労働時間 (170時間)} = 700\text{円} \dots \textcircled{1}$$

$$\text{歩合給 (40,000円)} \div \text{月間総労働時間 (200時間)} = 200\text{円} \dots \textcircled{2}$$

となり、**固定給と歩合給の合算額 (①+②=) 900円**が、時間当たりの賃金額になります。

よって、900円>853円 となり、**最低賃金額以上**となります。

◆タクシー運転者には、地域別最低賃金が適用されます。賃金制度が、「固定給+歩合給(出来高払)制」の場合も、いわゆる「オール歩合給制」の場合も、1時間あたりに換算した賃金額が、都道府県ごとに定められた最低賃金額を下回らないようにすることが必要です。